レクザムホール「利用のご案内し

利用申請と利用条件 2023年(令和5年)4月1日 改定

※以下、改定箇所のみ抜粋

(4) 申請の方法(6ページ9行目)

- ●所定の利用許可申請書に記入し、ご来館いただくか、郵送または FAX、電子メールでお申し込みください。(電話 による申し込みはお受けできません。)
- ●利用許可申請書には利用目的、利用日時、利用する施設等の必要事項を具体的に記入してください。
- ●利用許可書・請求書は申請者名で発行します。許可後の申請者名の変更は出来ませんのでご注意ください。

(5) 申請受付期間 (6ページ13行目)

- ●大ホール、小ホールは利用日の1年前の月の初日(受付開始日)から14日前まで。
- ●多目的大会議室は、利用日の1年前の月の初日から7日前まで。(大ホール、小ホールと併用の場合は 14 日前まで)
- ●リハーサル室、練習室、会議室は、利用日の6ヶ月前の月の初日から前日まで。(大ホール、小ホールと併用の場合は14日前まで、多目的大会議室と併用の場合は7日前まで)
- ●楽屋、リハーサル室、練習室又は会議室を大ホール、小ホール、多目的大会議室と併せて利用する場合は、それ ぞれの申請時に合わせて申請してください。
- ●受付開始日が臨時休館日の場合はその翌日から、受付期間の最終日が臨時休館日の場合はその前日までとなります。
 - (例) 大ホールを令和6年7月20日に利用したいときの申請は、令和5年7月1日(受付開始日)から令和6年7月6日まで受付します。
- *1 大ホール、小ホール、多目的大会議室を次に掲げる行事で利用する場合は、利用日の 2 年前の月の初日から受付します。
 - ① 国又は地方公共団体が主催する四国ブロック以上の規模の会議、大会等の会場として利用する場合。
 - ② 県内の文化芸術団体(鑑賞団体を含む)が主催する営利を目的としない文化芸術事業のうち、同一の主催者が連続3日以上利用する場合。
 - ③ 県内の文化芸術団体(鑑賞団体を含む)が主催する営利を目的としない文化芸術事業のうち、同一の主催者が単独あるいは共同で同じ事業を他の2会場以上と連続して行う場合。
 - ④ 大学、学校等の入学試験又は国家試験の会場として利用する場合。
- *2 大ホール、小ホール、多目的大会議室を次に掲げる行事で利用する場合は、利用日の 3 年前の月の初日から受付します。
 - ① 全国規模の学会又は公共的団体が主催する全国規模以上の会議、大会等の会場として利用する場合。

仮予約をした場合は、指定する日までに利用許可申請書をご提出ください。

(6) 受付の順位(6ページ27行目)

- ●受付開始日に利用日時、利用施設の重複した申込みが2人以上あるときは、午前9時までの来館者で話合い 又は抽選を行います。
- ●同一の催物についての申込みは一口のみとなります。
- ※抽選により決定したご利用については、利用施設又は利用時間を減らす場合や利用を取りやめる場合においても、 利用料を全額納めていただきます。

(8) 利用できない場合(7ページ1行目)

- ●次のような場合は、当ホールを利用できません。
 - ①当ホールの秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき。
 - ②当ホールの施設または設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ③当ホールの利用により「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)に 規定する暴力団を利するおそれがあるとき。
 - ④物品の展示、販売を主な目的とする展示会等を開催する場合。
 - **⑤**大音響や振動、臭気等を発する催物等で他の施設の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - **6**その他、当ホールの管理上、支障があるとき。

(9) 利用許可の取り消しなど(7ページ8行目)

- - ①上記(8)利用できない場合の一つに該当するとき。

②~④ 略

(12) 利用の変更·取りやめ (7ページ 34 行目)

- ●利用の許可を受けた利用者が許可の内容と異なる利用をしようとするときは、所定の利用許可変更申請書により 許可を受けてください。この場合において、利用する日を変更しようとするときは、(5)の施設ごとに定める申請受付期間内に利用変更許可申請書を提出してください。
- 利用を取りやめるときは、所定の利用中止届を提出してください。

(13) 利用の変更・取りやめによるキャンセル料 (7ページ 38 行目)

	キャンセル料の支払の要否					
施設 (<u>下線部</u> : 主たる施設)	右記以外の利用		「(5)申請受付期間」		キャンセル料の 発生時期と金額	
			*1、*2の条件による利用			
	変更による	利用の	変更による	利用の	元工时利C並設	
	利用減	取りやめ	利用減	取りやめ		
++ =					利用許可書	利用日の
<u>大ホール</u> 小ホール					発行日	1ヶ月未満
多目的大会議室	不要	要	要	要	<u>※1</u> より	…全額
13・14 楽屋		1			1ヶ月以降	
13,14 米压					…半額	
会議室						利用日の
リハーサル室	11	11	11	II	//	7日未満※2
練習室						…全額

- ※1:利用変更許可申請書により許可を受けた場合でも、初回申請時の利用許可書発行日が適用されます。
- ※2:主たる施設と併用して利用の許可を受けている場合は、主たる施設の期日が適用されます。
- ●主たる施設を含む複数施設の利用がある場合で主たる施設の利用を取りやめる場合は、変更による利用減ではなく利用の取りやめの区分のキャンセル料が適用されます。
- ●抽選により決定したご利用については、この規定によらず、利用料を全額納めていただきます。